平成30年度
ガイドライン検討部会実施報告

令和元年５月28日

ガイドライン検討部会の
開催状況について

平成30年度の主な協議内容

Ⅰ　移動支援事業支給決定基準の経過分析・評価等

Ⅱ　障害福祉サービス等支給決定基準の更新
（平成30年４月に新設された新サービスの基準を含む）

Ⅲ　同行援護の支給決定基準の検討

Ⅳ　65歳以上の高齢障害者のサービス利用について

Ⅰ　移動支援事業支給決定基準の経過分析・評価等

利用者・事業所向け説明資料より抜粋

移動支援の区分と報酬単価について①

Q７：移動支援の区分は、どのように変わるのですか？

移動支援サービスの区分については、平成29年10月から、障害支援区分（※）や移動に必要な支援の度合いなどを考慮して、次のとおり、新たに３つの区分に変更します。

現行の区分（旧）
身体介護を伴う
身体介護を伴わない

新たな区分（新）	対象となる者
重度移動支援区分	「重度訪問介護」または「行動援護」の対象相当の人
障害支援高区分	障害支援区分４・５・６の人
障害支援低区分	障害支援区分なし・１・２・３の人

※　障害支援区分とは、障害福祉サービス（介護給付）を利用（申請）するにあたり、市町村が認定する区分となります。

利用者・事業所向け説明案内資料より抜粋

移動支援の区分と報酬単価について②

Q８：報酬単価は、どのように変わるのですか？

事業所に支払う各区分の報酬単価（※）は、次のとおりとなります。

現行の区分	報酬単価	備考
身体介護を伴う	4,239円	早朝・夜間・深夜加算あり
身体介護を伴わない	1,590円	

新たな区分	報酬単価	備考
重度移動支援区分	**2,978円**	早朝・夜間・深夜加算なし
障害支援高区分	**2,554円**	
障害支援低区分	**2,130円**	

※　上の表にある報酬単価は、「30分以上１時間未満」のサービス提供にかかる金額を例示しています。報酬単価はサービス提供時間が30分増すごとに段階的に上がります（「７時間30分以上」が上限）。

なお、利用者負担が発生している人（市民税課税世帯の人）については、これまでどおり報酬単価の１割が、原則として利用者負担額となります。

移動支援事業支給決定基準の経過分析・評価等①
～　利用実績の比較項目、方法　～

・　ガイドライン・新報酬区分（単価）の運用開始前後１年間の実績（推移）を比較・分析した。

【運用開始前】
平成28年11月請求分（10月利用分）
～平成29年10月利用分（９月利用分）
【運用開始後】
平成29年11月請求分（10月利用分）
～平成30年10月請求分（９月利用分）

移動支援事業支給決定基準の経過分析・評価等②
～　請求実績の推移　～

【利用時間×算定額】

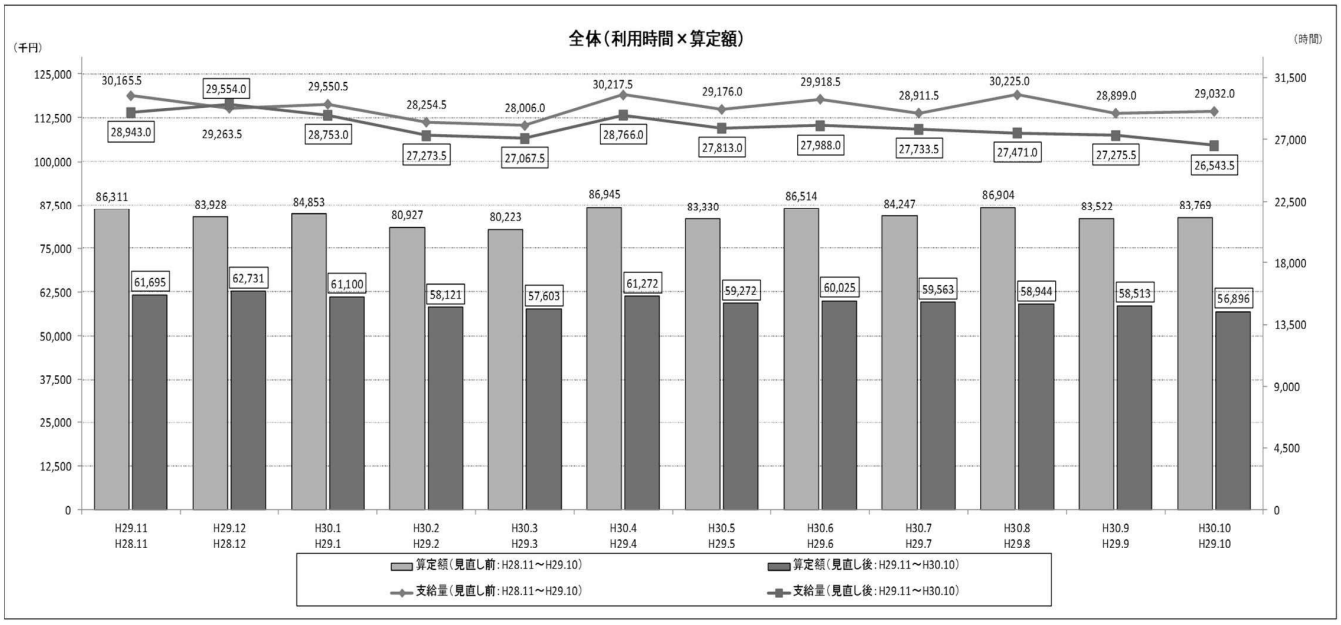

移動支援事業支給決定基準の経過分析・評価等③
～　請求実績の推移　～

【利用時間×利用人数】

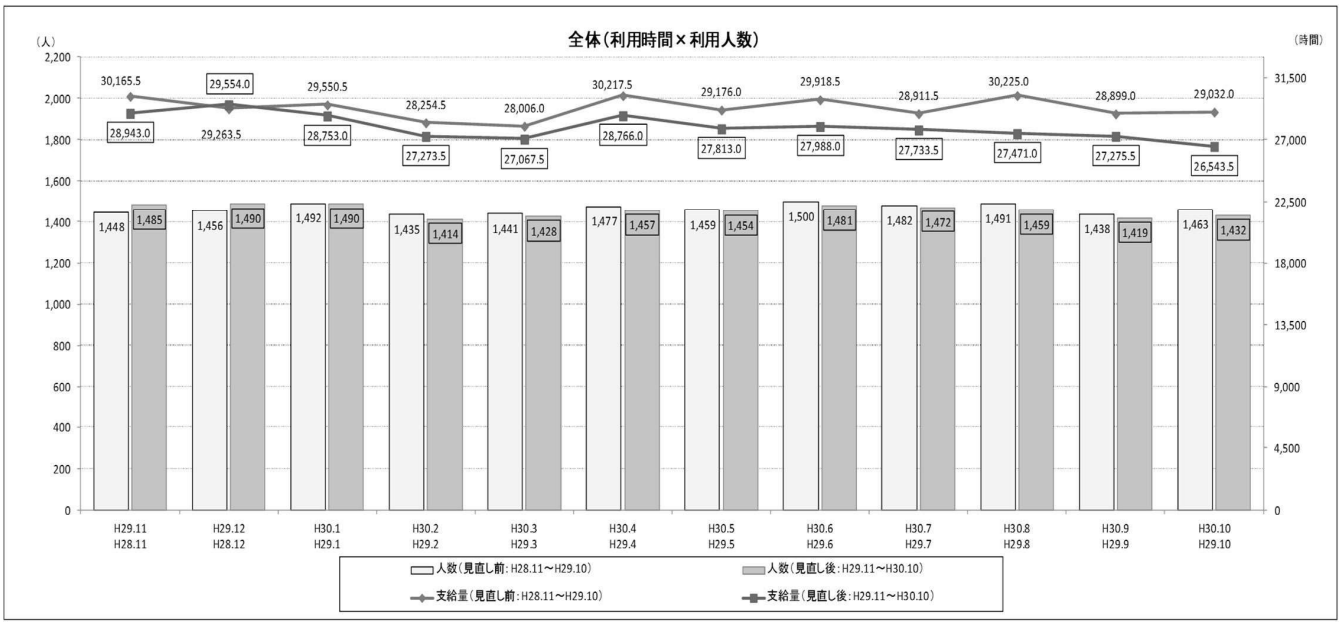

移動支援事業支給決定基準の経過分析・評価等④
～　請求実績の比較　～

【算定額】

①　平成２８年１１月～平成２９年１０月請求実績

<u>１，０１１，４７１，８５６円</u>

②　平成２９年１１月～平成３０年１０月請求実績

<u>７１５，７３５，０３６円</u>

③　直近実績との差額（②-①）

<u>▲　２９５，７３６，８２０円（２９．２％減）</u>

（※報告書における想定：２５．７％減）

移動支援事業支給決定基準の経過分析・評価等⑤
～　請求実績の比較（障害種別）　～

【運用開始前後１年間の実績比較表（利用時間）】

単位：時間

利用時間	H28.11 ～H29.10	H29.11 ～H30.10	増減率
身体	125,936.0	112,061.5	89.0%
知的	159,555.0	162,966.0	102.1%
児童	22,623.0	13,988.5	61.8%
精神	43,398.5	45,861.5	105.7%
難病	106.5	304.0	285.4%
合計	351,619.0	335,181.5	95.3%

移動支援事業支給決定基準の経過分析・評価等⑥
～　請求実績の比較（障害種別）　～

【運用開始前後１年間の実績比較表（利用人数）】

単位：人

利用人数	H28.11 ～H29.10	H29.11 ～H30.10	増減率
身体	6,810	6,375	93.6%
知的	6,894	7,287	105.7%
児童	1,126	852	75.7%
精神	2,747	2,932	106.7%
難病	17	36	211.8%
合計	17,594	17,482	99.4%

移動支援事業支給決定基準の経過分析・評価等⑦
～　請求実績の比較（障害種別）　～

【運用開始前後１年間の実績比較表（算定額）】

単位：円

算定額	H28.11 ～H29.10	H29.11 ～H30.10	増減率
身体	436,951,255	242,218,325	55.4%
知的	407,272,773	352,100,694	86.5%
児童	63,198,755	26,114,147	41.3%
精神	103,640,186	94,634,235	91.3%
難病	408,887	667,635	163.3%
合計	1,011,471,856	715,735,036	70.8%

移動支援事業支給決定基準の経過分析・評価等⑧
～　事業所の指定状況の比較　～

【移動支援事業の指定事業所数】

	上半期（9月末）		下半期（3月末）	
平成27年度	346		356	
	新規：16事業所	廃止：16事業所	新規：15事業所	廃止：5事業所
平成28年度	364		366	
	新規：15事業所	廃止：7事業所	新規：12事業所	廃止：10事業所
平成29年度	367		369	
	新規：14事業所	廃止：13事業所	新規：13事業所	廃止：11事業所
平成30年度	357		359	
	新規：8事業所	廃止：20事業所	新規：３事業所	廃止：１事業所

※　平成30年度下半期（3月末）の指定事業所数は、平成30年10月末時点の見込み数（１２月の指定予定分を含む）。

※　主な廃止理由は、「代表者の健康状態」や「利用者がいない」、「経営難・人員不足」、「事業所都合」。

移動支援事業支給決定基準の経過分析・評価等⑨
～　事業所の指定状況の比較　～

【行動援護の指定事業所数】

平成29年９月末時点	⇒	平成30年10月末時点
10事業所		10事業所

※　平成30年10月現在、１事業所は休止中。
※　現在、数件程度の新規の指定取得に関する相談あり。

【行動援護の支給決定状況（移動支援事業との併給）】

平成30年２月末時点	⇒	平成30年10月末時点
３人		17人

移動支援事業支給決定基準の経過分析・評価等⑩
～　比較・分析結果の概要　～

・　ガイドラインと新報酬区分（単価）の運用開始前後１年間の実績は、関係機関の協力等もあり、利用時間（95.3%）や利用人数（99.4%）には大きな変化（減少）が見られない。

・　算定額（29.2%）は、報告書でシミュレーションしていた減少率（25.7%）と大きな差が見られない。

移動支援事業支給決定基準の経過分析・評価等⑪
～　比較・分析結果の概要　～

・　引き続き、全体的な分析だけではなく、より具体的な事例等の分析を行う必要がある。

・　行動援護への移行については、引き続き、関係機関への協力を求めていく必要がある。

Ⅱ　障害福祉サービス等支給決定基準の更新（平成30年４月に新設された新サービスの基準を含む）

障害福祉サービス等支給決定基準の更新
～　更新内容（案）　～

・平成30年４月開始の障害福祉サービスにおける基準の追加

サービス名称	基準最大支給量（案）
就労定着支援	31日／月
自立生活援助	31日／月
居宅訪問型児童発達支援	（当該月日数－８日）／月 （他の障害児通所支援事業を含む）

・国の通知に合わせた障害児通所支援事業における基準の見直し

基準最大支給量 （現行）
（当該月日数－４日）／月 （他の障害児通所支援事業を含む）

⇒

基準最大支給量 （見直し案）
（当該月日数－８日）／月 （他の障害児通所支援事業を含む）

Ⅲ　同行援護の支給決定基準の検討

同行援護の支給決定基準の検討①
～　経緯　～

・　移動支援事業支給決定基準の制定の際に、同様の運用をしている同行援護についても運用の見直しを行うこととした。
　一方、同行援護については、通院や投票などへの移動介護において、通院等介助と同行援護の利用など、他市の運用と異なるところがあり、併せて、整理する必要があるとの意見が出されていた。

同行援護の支給決定基準の検討②
～　検討状況　～

・　尼崎市視覚障害(者)協会と尼崎市難病団体連絡協議会に対しては、「これまでの経緯」や「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定」についての説明を行い、<u>各団体での意見集約を依頼した。</u>

・　各中核市や近隣市における同行援護の運用方法などについて、調査を行い、現在、分析を行っている。

同行援護の支給決定基準の検討③
～　今後について　～

・　尼崎市視覚障害(者)協会と尼崎市難病団体連絡協議会からの意見をまとめ、必要に応じて団体間での調整を行い、利用者の意見を集約する。

・　各中核市・近隣市調査をまとめ、見直しを行う際の参考資料とする。

・　意見集約と調査分析を行った後に、支給決定基準案をまとめ、ガイドライン検討部会で協議を行っていく。

Ⅳ　65歳以上の高齢障害者のサービス利用について

65歳以上の高齢障害者のサービス利用について①
～　国の考え方　～

○　障害者についても、65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、原則として介護保険の被保険者となる。

○　自立支援給付に優先する介護保険法の規定による保険給付又は地域支援事業は、介護給付、予防給付及び市町村特別給付並びに第一号事業とされる。したがって、これらの給付対象となる介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービスの利用が優先される。

65歳以上の高齢障害者のサービス利用について②
～　国の考え方　～

○　介護保険サービス優先の捉え方

・　障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。

・　サービス内容や機能から、介護保険サービスに相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給する。

○　介護給付費等と介護保険制度との適用関係について

・　市町村においては、当該介護給付費等を支給する場合の基準を設けている場合であっても、当該基準によって一律に判断するのではなく、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努められたい。

65歳以上の高齢障害者のサービス利用について②
～　現在の尼崎市の考え方　～

○　障害福祉サービスを利用していた方が65歳に達した場合、障害特性等を勘案した上で、他の介護保険サービス受給者との均衡も踏まえつつ介護保険サービスの支給量や内容では十分対応できない場合には、必要に応じて、障害福祉サービスの給付を検討するなど、適切な対応に努めている。

65歳以上の高齢障害者のサービス利用について③
～　今後について　～

・　各中核市・近隣市調査をまとめ、見直しを行う際の参考資料とする。

・　調査分析を行った後に、ガイドライン検討部会で協議を行っていく。